

六本松を中心とした  
地域情報誌  
毎月25日ぐらいに発行  
＜編集・発行＞  
（株）ジャパン・スマイルか  
TEL 761-8800  
FAX 752-2620



### 育児中のお母さんへ・・・耳よりな情報！

国道202号線沿い、六本松4丁目理容室「こうのいけ」の2Fにある昼間カフェ、夜はダーツバーの「グリース」。夜21:00から開店のダーツバーは今年1月オープン。昼間11:00～15:00までのカフェも同じく5月オープンしたばかりです。ダーツバーの店主は西尾一（はじめ）さん、カフェの責任者は奥さんの西尾愛さん、今回はカフェのご紹介です。



#### ◎店名の「グリース」は・・・

ダーツを趣味とする主人がこよなく愛する映画の題名です。

#### ◎ダーツバーをこの場所にオープンしたのは・・・

店を開くと決めた時、現在お店のあるところと重ならないようにと慎重に探した結果、六本松のこの場所に出会いました。

◎ダーツバーと書いてあるのに「キッズコーナーあり」が意味不明で、子どもを遊ばせながら、ダーツの腕を磨いているのかと思っていました。

ダーツバーは夜で、昼間カフェを開く時、ダーツの的は布で覆い子ども達が触らないようにしていますが、小さいお子様にとっては何の興味もない代物のようです。

#### ◎昼間ランチの看板を見ると、とてもかわいいのですが・・・

子育ての経験のある方ならお分かりですが、特に育児中のお母さん達に是非来てもらいたいです。小さい赤ちゃんも一緒に来れるようなハイローチェアも準備しています。育児中のお母さんがゆっくり外食できるよう、子どもが遊べる場所を準備しています。子どもは自分が食べ終わればサッサと遊び始めます。お母さんはその動きが見える所でゆっくり食事・お茶の時間を過ぎて下さい。スタッフの手が空いていたら赤ちゃんは抱えていますから・・・

#### ◎どうしてこの店を始めたのですか？

私自身が子育て真っ最中。子どもが小さいとゆっくり外食も出来ない。子どもを遊ばせながら自分がゆっくりできる所が欲しかったのです。食事をお出しするので材料もこだわります。国産の野菜・肉で手作りです。お母さんも子どもも安心して楽しく過せますように・・・スタッフ一同の願いです。

- メニュー ・ランチ ¥600 ・デザート ¥200～
- ・キッズプレート ¥300 ・ドリンクバー ¥250

#### ◆グリース◆

場 所：福岡市中央区六本松4丁目9-38-2F

営業時間：カフェ 11:00～15:00  
(オーダーストップ14:30)

ダーツバー 21:00～朝まで

店休日：カフェ(土・日・祝) ダーツバー(年中無休)

TEL:092-791-8962

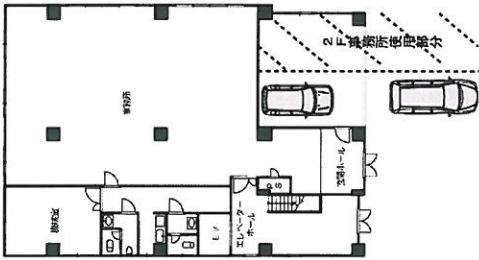


## ☆ ★ 12月の催し ☆ ★

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
12/23 (日・祝)	「わくわく科学カーニバル」 ～楽しく学べる科学のフシギ～ ～科学工作・工作コーナー～ ○楽しい工作 ○川イクルおもちゃをつくろう！ 他 ～実験・観察コーナー～ ○電子けんぴきょうで見る世界 ○ミクロの宝石「火山灰」 他 ～体験・展示コーナー～ ○液体チョッソの世界 ○キュー夫人とわくドキ実験教室 他	無 料	少年科学文化会館	771-8861
	時間：10:00～16:00 入場・参加無料！ ※定員・時間などは、それぞれのコーナーで異なります。 詳しくは、館内チラシやホームページでご確認下さい。			
	～フラネタリウム特別番組～ 「クリスマス星空」 時間：①10:00～②11:00～ ③13:30～④14:30～⑤15:30～ ※整理券を各回20分前から配布します。 定員各回119名 先着順です。			
12/2 (日)	西島伊三雄 童画の世界 「千支の年賀状作り教室」 会場/あかりの館1階 ①11:00②13:00 (各回約60分) 定員/各回25名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順) ※お問合せは...いさお企画(092-531-2439)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
12/8 (土)	【映画会】メリダとおそろしの森 会場/エネルギーホール ①10:00②12:30③15:00 (上映時間1時間43分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順) ※日本語吹き替え版	無 料	九州エネルギー館	522-2333
12/23 (日・祝)	～静電気でふしぎ～ 「しっぽフリフリ動物を作ろう」 会場/多目的ホール ①10:00②11:30③14:00④15:30 (各回約50分) 定員/各回30名 ※9:30から午前の部(①・②)、13:30から午後の部(③・④)の整理券を配ります(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
12/24 (月・振休)	「おもしろサイエンス」 会場/多目的ホール ①10:00～12:00 ②13:00～16:30 (受付は16:00終了) 工作：動くサンタクロース 実験：白黒ステンドグラス 他	無 料	九州エネルギー館	522-2333
12/4 (火) ～ 12/9 (日)	「華の電展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～17:00 内容/アメリカンフラワーや古雅人形などの作品およそ60点を展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001

貸店舗・事務所  
カノウビル 1F

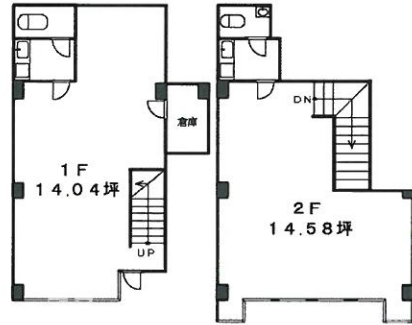
- ◆面積・・・49.13坪 (162.38㎡)
- ◆所在地・・・中央区草香江2丁目
- ◆賃料・・・262,500円
- ◆共益費・・・31,500円
- ◆敷金・・・5ヶ月
- ◆交通・・・地下鉄六本松駅徒歩4分



屋根付車庫1台分無料！  
草ヶ江小学校前！学習塾等に！

貸店舗・事務所  
SGビル 1・2F

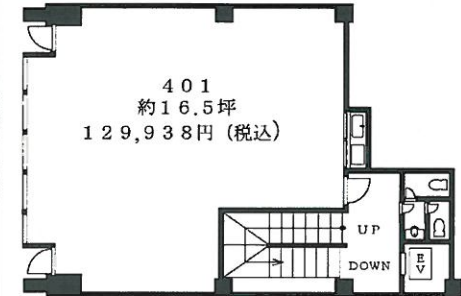
- ◆面積・・・28.62坪 (94.6㎡)
- ◆所在地・・・中央区六本松3丁目
- ◆賃料・・・210,000円
- ◆敷金・・・6ヶ月
- ◆交通・・・地下鉄六本松駅徒歩5分



大通り沿いのメゾネットタイプ！

貸店舗・事務所  
六本松ハナマンビル 4F

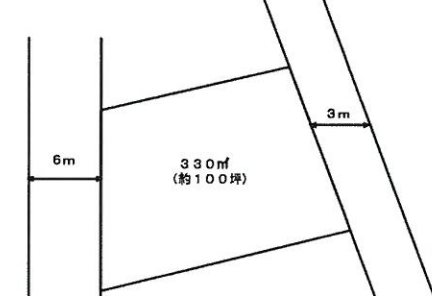
- ◆面積・・・16.5坪 (54.54㎡)
- ◆所在地・・・中央区六本松4丁目
- ◆賃料・・・129,938円
- ◆敷金・・・6ヶ月
- ◆交通・・・地下鉄六本松駅徒歩2分



大通り沿い！改装して明るくなりました！

貸土地  
那珂川町貸土地

- ◆面積・・・100坪 (330㎡)
- ◆所在地・・・筑紫郡那珂川町西隈1丁目
- ◆賃料・・・210,000円
- ◆敷金・・・5ヶ月
- ◆交通・・・西鉄バス後野停徒歩2分



中古車販売などにオススメ！  
その他業種ご相談下さい！

上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H24/12月末 媒介

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号

地域密着型不動産業ジャパンでスマイル！

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com



～ 保険と税 ① ～

生命保険の控除証明書が送られてくる時期になりました。生命保険や損害保険について、その保険金を受け取ったときに、保険料負担者と保険金受取人の関係で税法上の取り扱いが大きく変わります。具体的には計算例で見えていきますが、「満期返戻金」や「個人年金」及び「死亡一時金」の受け取りについて保険料負担者と保険金受取人との関係で、「所得税」・「相続税」・「贈与税」となり、国税額もビックリするほど変わります。住民税も同様に変化します。

「保険と税」は2回に分けて説明します。設例では保険料負担が夫であり、保険金受取人が本人の場合と本人以外の時で変わります。本人以外を「妻」の場合で説明します。

区分	被保険者	負担者	受取人	給付理由	課税関係
①	夫	夫	夫	満期に一時金	夫の一時所得
②	夫	夫	夫	夫に個人年金	夫の雑所得(公的年金以外)
③	夫	夫	妻	満期に妻受取	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
④	妻 (契約者)	夫	妻	妻に個人年金	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税(生命保険契約権利)
⑤	妻	夫	夫	満期	夫の一時所得
				妻の死亡	



満期返戻金の場合

設例1) 満期返戻金 500万円が支払われた。受取人は夫、今までの保険金の掛け金総額 350万円の負担者は夫。所得控除は人的控除(基礎・配偶者控除)のみとし、他の所得がない場合の税額計算は

$$\begin{aligned}
 & \text{〔一時所得〕} \quad (5,000,000 - 3,500,000 - 500,000) \times 1/2 = 500,000 \\
 & \quad \quad \quad 500,000 - 380,000 \text{ (基礎控除)} = 120,000 \\
 & \quad \quad \quad 120,000 \times 5\% \text{ (税率)} = 6,000
 \end{aligned}$$

※生命保険給付金以外の所得がある人は、それらと合算所得となりますので注意。

設例2) 満期返戻金 500万円が支払われた。受取人は妻、今までの保険金の掛け金総額 350万円の負担者は夫。所得控除は人的控除(基礎・配偶者控除)のみとし、他の所得がない場合の税額計算は

$$\begin{aligned}
 & \text{〔500万円が妻への贈与とみなされ贈与税の計算〕} \\
 & \{5,000,000 - 1,100,000 \text{ (贈与税の基礎控除)}\} \times 20\% \text{ (税率)} \\
 & \quad \quad \quad - 250,000 \text{ (税額控除)} = 53 \text{ 万円 (贈与税額)}
 \end{aligned}$$

※贈与税は一時所得のように保険料掛け金総額は差し引けない。

満期返戻金を年金として受け取る場合

設例3) 年金として10年間で毎年55万円受け取る。受取人は夫、今までの保険金の掛け金総額 350万円の負担者は夫。所得控除は人的控除(基礎・配偶者控除)のみとし、他の所得がない場合の税額計算は

$$\begin{aligned}
 & \text{〔夫に公的年金以外の雑所得〕} \\
 & 550,000 - \left\{ 550,000 \times \frac{3,500,000 \text{ (保険料掛金総額)}}{550,000 \times 10 \text{ (個人年金総額)}} \right\} = 200,000 \\
 & 200,000 \leq 380,000 \rightarrow \text{税額} 0
 \end{aligned}$$

設例4) 年金として10年間で毎年55万円を妻が受け取る。今までの保険金の掛け金総額 350万円の負担者は夫。所得控除は人的控除(基礎・配偶者控除)のみとし、他の所得がない場合の税額計算は

〔妻に贈与税〕

平成22年の税制が改正により、相続税・贈与税に係る定期金に関する権利の評価方法が変わりました。①解約返戻金の金額 例) 4,000,000 ②一時金の金額 5,000,000 ③予定利率による金額 5,500,000 のいずれか一番高い金額となり、5,500,000円の贈与と認定されます。保険料負担は夫であり、妻は支出していないとされ、控除は認められません。その結果53万円税額を納税しなければならなくなります。

賃貸物件 売買物件 募集中 !!